

依頼日 20 年 月 日

受付番号： \_\_\_\_\_

# エステティック機器認証 サーベイランス見積依頼書

特定非営利活動法人日本エステティック機構 御中

## 【申請者】（製造・輸入販売者）

(フリガナ)

社 名： \_\_\_\_\_ (印)

住 所： 〒 \_\_\_\_\_

(フリガナ)

代表者名： \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

(フリガナ)

担当者名： \_\_\_\_\_

所属・役職： \_\_\_\_\_

TEL: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ FAX: \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

E-mail: \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

## 【サーベイランス製品】

製 品 名： \_\_\_\_\_

個別規格機器名： \_\_\_\_\_

型 式 番 号： \_\_\_\_\_

J E O 管理番号： \_\_\_\_\_

試験機関 ファイルング No. : \_\_\_\_\_

【審査見積必要書類】 認証申請時に提出頂きました資料を提出願います。

取扱説明書 回路図 仕様書 重要部品リスト 試験成績書

## サーベイランスを申込みされる申請者の皆様へ

この文書は、NPO法人日本エステティック機構（以下JEOという）が定めた、エステティック機器認証制度の円滑な運用を展開する為に、エステティック機器の認証を担保するために、認証取得後2年毎にサーベイランスを実施し認証機器が認証取得時の仕様、また構成部品等相違の有無について継続的に審査を行うため、エステティック機器のサーベイランスを受けようとする者（以下申請者という）が各種条件を確認する内容を記したものであります。

1. 申請者は、JEOが予め案内するサーベイランス実施案内書（書式No.010）に沿い及びサーベイランス見積依頼書（書式No.016）に必要事項を記入の上、見積必要書類（機器認証申請時に提出した書類及びサーベイランス委託機関の試験機関が作成した試験成績書を添えてJEOにご提出下さい。
2. 申し込み内容に基づいてJEOは、試験機関に見積を要請し、JEOはその結果によりサーベイランス見積書（書式No.017）を作成し申請者に提出します。
3. 申請者は、JEOが作成した依頼見積書を確認の上、サーベイランス審査申請書（書式No.011）をJEOに送付するとともに、サーベイランス見積書記載の金額を払込んで下さい。
4. 申請者はサーベイランス機器を試験機関の指定した場所（書式No.004に記載）に送付して下さい。
5. 申請者は、サーベイランス申込後その内容を変更しようとする場合、その旨を文書にしてJEOに提出して下さい。なお、この場合サーベイランス費用又は完了予定日が変更になる場合があります。
6. 申請者はサーベイランス申請を取り下げる場合、その旨を文書にしてJEOに提出して下さい。この場合、サーベイランス費用は返金いたしませんのでご承知おき下さい。
7. 試験機関のサーベイランス完了予定日は、見積書記載の期日を原則励行します。
8. JEOの見積書記載のサーベイランス費用及びサーベイランス完了予定日は試験機関の標準工程に基づく積算額です。サーベイランスの目的を達成するためにサーベイランス内容の変更、追加等を行う必要が生じた場合、サーベイランス費用及びサーベイランス完了予定日は見積との差異を生じる事があります。
9. サーベイランスサンプル機器の輸送費（供給・返却）は、申請者負担とします。
10. 申請者が、サーベイランス完了予定日を指定した場合試験機関の業務状況により、この申し出を受けられない場合があります。
11. 試験条件・方法については、試験機関の標準的なものを基本とします。
12. 天災地変その他不可抗力により、試験の履行及び試験成績書の発行ができなくなった場合、試験機関はその責に任じないものとします。
13. 試験機関は、サーベイランスサンプル機器に損傷のないよう保管及び保存の取り扱いに注意しますが、保管及び管理等について特に条件がありましたら予め申し出て下さい。
14. 試験機関が行う破壊が伴う試験において試験終了後のサーベイランスサンプル機器の破壊状態についての申請者からのサーベイランスサンプル機器の復元費用等の異議申し立ては受付ません。
15. JEO及び試験機関はサーベイランスにより知り得た情報は他に漏らさないことを約束します。
16. 申請者は、サーベイランス結果に関する異議又は試験業務に関する苦情はJEOに文書にして提出して下さい。
17. 試験成績書発行後、適用規格に関する不適合事項が判明した場合の改修、改善及び修理等の費用は申請者の負担となります。
18. 以上に記載のない事項或いは疑義が生じた場合、JEOに文書にして提出して下さい。